

公 示

今般 当健保組合同規約の一部を、下記のとおり変更しましたので公示します。

平成 31 年 4 月 5 日

川崎重工業健康保険組合  
理事長 富山 幸三

記

第 4 条(設立事業所の名称及び所在地)中、「株式会社日本除雪機製作所 北海道札幌市手稲区」を「株式会社 NICHIJYO 北海道札幌市手稲区」に改める。

第 4 条(設立事業所の名称及び所在地)中、「カワサキテクノウェーブ株式会社 香川県坂出市」を削除する。

第 9 条(互選議員の選挙区及び議員数)第 2 項中、第 2 区「株式会社日本除雪機製作所」を「株式会社 NICHIJYO」に改める。

第 9 条(互選議員の選挙区及び議員数)第 2 項中、第 5 区「カワサキテクノウェーブ株式会社 香川県坂出市」を削除する。

第 43 条(標準報酬)中の標準報酬の算定根拠となる法規定に「法第 43 条の 2 第 1 項若しくは法第 43 条の 3 第 1 項」を加える。

第 47 条(予備費の費途)を二つに分け、第 1 項を「一般勘定」とし、第 2 項を「介護勘定」として新たに設け、「介護納付金」と「還付金」をその対象とする。

附則第 2 条(経過措置)を削除する。

新 旧 条 文 対 照 表

(変更箇所: 太字)

新			旧		
(設立事業所の名称及び所在地) 第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 川崎重工業株式会社 兵庫県神戸市中央区 (中略) <b>株式会社 NICHIJYO</b> 北海道札幌市手稲区 ユニオン精機株式会社 兵庫県加古川市 川重サービス株式会社 兵庫県明石市 (後略)			(設立事業所の名称及び所在地) 第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 川崎重工業株式会社 兵庫県神戸市中央区 (中略) 株式会社日本除雪機製作所 北海道札幌市手稲区 ユニオン精機株式会社 兵庫県加古川市 <b>カワサキテクノウェーブ株式会社 香川県坂出市</b> 川重サービス株式会社 兵庫県明石市 (後略)		
(互選議員の選挙区及び議員数) 第 9 条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。 2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。			互選議員の選挙区及び議員数) 第 9 条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。 2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。		
選挙区	選挙区の範囲	議員数	選挙区	選挙区の範囲	議員数
1 区	(略)	3 人	1 区	(略)	3 人
2 区	川崎重工業株式会社東京本社、北海道支社、東北支社 株式会社アーステクニカM&S <b>株式会社 NICHIJYO</b> 株式会社アーステクニカ (後略)	2 人	2 区	川崎重工業株式会社東京本社、北海道支社、東北支社 株式会社アーステクニカM&S 株式会社日本除雪機製作所 株式会社アーステクニカ (後略)	2 人
3 区	(略)	3 人	3 区	(略)	3 人
4 区	(略)	2 人	4 区	(略)	2 人
5 区	川崎重工業株式会社坂出工場 川崎重工労働組合坂出支部	1 人	5 区	川崎重工業株式会社坂出工場 <b>カワサキテクノウェーブ株式会社</b> 川崎重工労働組合坂出支部	1 人
6 区	(略)	2 人	6 区	(略)	2 人
7 区	(略)	4 人	7 区	(略)	4 人
8 区	(略)	4 人	8 区	(略)	4 人
(標準報酬) 第 43 条 被保険者の報酬月額につき法第 41 条第 1 項、法第 42 条第 1 項、 <b>法第 43 条の 2 第 1 項若しくは法第 43 条の 3 第 1 項</b> の規定により算定することが困難であるとき、又は法第 41 条第 1 項、法第 42 条第 1 項、 <b>法第 43 条の 2 第 1 項若しくは法第 43 条の 3 第 1 項</b> の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。			(標準報酬) 第 43 条 被保険者の報酬月額につき法第 41 条第 1 項若しくは法第 42 条第 1 項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第 41 条第 1 項、法第 42 条第 1 項若しくは <b>法第 43 条第 1 項</b> の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。		

<p>(予備費の費途)</p> <p>第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。(以下略)</p> <p><u>2 介護勘定のうち、予備費を当てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 介護納付金</u></p> <p><u>(2) 還付金</u></p>	<p>(予備費の費途)</p> <p>第47条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事務所費</p> <p>(2) 組合会費</p> <p>(3) 保険給付費</p> <p>(4) 納付金</p> <p>(5) 保健事業費</p> <p>(6) 還付金</p> <p>(7) 営繕費</p> <p>(8) 財政調整事業拠出金</p> <p>(9) 連合会費</p> <p>(10) 雑支出</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 ～一式削除～</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 施行日前の労働に服することができない期間に係る延長傷病手当金加金の支給については、なお従前の例による。</p> <p>また、施行日前に法定給付満了した者に係る施行日以後の延長傷病手当金の支給については、第57条第1項中「当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の内平均額三十分の一に相当する額」とあるのは、「当該傷病手当金の法定給付満了の日における標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>

以上